

安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2022.9月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス

代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]

所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-3 リッシュビル4階401号

お問い合わせ/TEL:03-6265-1686 FAX:03-6265-1132

ホームページ/https://legalplus.jp/

令和4年10月1日施行の改正育児・介護休業法の実務と法的留意点について

最近の人事労務分野において注目すべき法改正として、令和3年6月に改正され、令和4年4月から3段階で施行されている育児・介護休業法があります。今回は、2段階目の令和4年10月1日施行法の実務と留意点をQ&A方式で解説します。

Q

育児・介護休業法はどのようなことを目的としているのでしょうか。

育児や介護をする労働者の「就労」と「出産や子育て」、あるいは「就労」と「介護」の二者択一構造を解消し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することを目的としています。今回の改正においては、出産や子育てによる従業員の離職を防ぎ、男女ともにより就労と子育てを両立できるようにすることが主な目的とされています。

Q

令和4年10月1日施行の育児休業の分割取得とはどのような制度でしょうか。

改正前の育児休業制度は、原則として分割での休業取得ができませんでした。今回の改正により、原則として子どもが1歳までは2回までの分割取得が可能となります。また、改正前は、1歳以降に育児休業を延長した場合の育児開始日が、各期間（1歳から1歳6か月、1歳6か月から2歳）の初日に限定されていたため各期間開始時点でしか夫婦交代ができませんでした。今回の改正により、休業開始日が柔軟化されたため、各期間途中でも夫婦交代が可能となります。

Q

令和4年10月1日施行の産後パパ育児休（出生時育児休業）とはどのような制度でしょうか。

現行法のいわゆるパパ休暇においても、新設された産後パパ育児においても、子どもの出生後8週間以内の期間内に取得す

る育児休業といった点で共通します。新設の産後パパ育児の特徴としては、子どもの出生後8週間以内のうち4週間まで分割して2回の取得が可能となります（※育児とは別に取得可能です）。

また、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲内で休業中に就業可能となります。コロナ禍でテレワークを導入する企業も増えてきている状況にも配慮され、より仕事と生活の調和が重視された制度になっているといえます。

Q

企業として講ずべき措置はどのようなものでしょうか。

今回の改正に伴い、現行制度のパパ休暇の制度はなくなり、企業としては、従業員が円滑に育児休業の申出ができる職場環境を整え、法改正に対応した就業規則等の社内規程の整備が義務づけられます。また、雇用保険法も改正され、出生時育児休業給付金の運用も開始されるので、こうした案内を従業員へ行うことも必要となります。

仕事と生活の両立しやすい職場環境は、企業にとっても優秀な人材の確保や定着につながるメリットがあるものです。企業としては、職場における仕事と生活の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりを進めていくことが重要となります。



【船橋法律事務所】

所属弁護士: 神津 竜平 (こうづ りゅうへい)

プロフィール

國學院大学法学部卒業、明治大学法科大学院修了後、弁護士登録（千葉県弁護士会）。主に、交通事故、労災事故、相続、離婚、中小企業法務（労務問題）を中心に活動を行う。趣味は旅行、釣り。

顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

【対応業種】 介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・内装業、製造業 など

取り扱い業務のご案内

リーガルプラスでは、**交通事故、労災事故、相続トラブル、離婚、借金問題、企業法務などの法律問題について**、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

(オンライン対応) セミナー講師派遣のご案内

リーガルプラスでは、ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣を承っております。

近年、法令遵守の徹底や、それに伴うガバナンスの強化、ハラスメントの予防・体制作りといった点に意識を持たれる企業も多くなってきました。企業が抱えるさまざまな問題について、弁護士が社内セミナーの講師として、研修を通じてコンプライアンス意識の向上や、労務管理のレベルアップを支援します。



【受付】

TEL: 03-6265-1686 (平日 9:30~18:00)

E-mail: mail@bengoshi-lp.com

講演研修テーマ・費用などお気軽にお問い合わせください。

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ (平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】 TEL: 03-6265-1817

【柏法律事務所】 TEL: 04-7197-3401

【市川法律事務所】 TEL: 047-712-5100

【船橋法律事務所】 TEL: 047-407-4680

【津田沼法律事務所】 TEL: 047-409-6371

【千葉法律事務所】 TEL: 043-301-6761

【成田法律事務所】 TEL: 0476-20-3031

【かしま法律事務所】 TEL: 0299-85-3350

解決事例「無職者の休業損害の請求」

【事案】

Iさんは、相手方保険会社から提示された賠償金額に納得いかないとして相談にいらっしゃいました。事故態様は、Iさんがバイク、相手方が自動車の右直事故（交差点での右折車と直進車の衝突事故）でした。Iさんの乗っているバイクが直進していたところ、相手方車が交差点左方から右折して来てIさんのバイクと衝突しました。過失割合はIさんに10%ありました。その事故によりIさんは右膝半月板損傷の傷害を負いました。

相手方保険会社が提示している賠償額の内容を確認したところ、最終支払額（総損害－過失負担分－既払額）は約20万円でした。低額な原因は、慰謝料が約50万円と傷害の程度に比して低いことに加え、休業損害が0円となっていることにありました。

Iさんは、事故のちょっと前に前職を自己都合退職し、新しい就職先を探している矢先に事故に遭いました。それが原因で求職活動ができなかったのであるから休業損害が0円であることにIさんは納得できませんでした。Iさんは休業損害を請求できるでしょうか。

Q 休業損害とは何ですか？

休業損害とは、事故による療養のために休業し、又は十分に稼働できなかったことによる収入の喪失をいいます。

Q 無職者は収入がないので休業損害を請求できないのではないですか？

原則は請求できません。なぜならば、無職者には収入がなく、収入の喪失、すなわち休業損害が認められないからです。もっとも、次の場合には、無職者でも休業損害を請求し得る場合があります。それは、労働能力及び労働意欲があり、療養の期間中に再就職したであろう蓋然性が認められる場合です。

Q それはどうやって立証するのですか？

事案により様々です。本件では、前職の給与明細、市の就労支

援を受けていたことが分かる資料及び現職の収入状況の分かる資料を相手方保険会社に提出しました。前職の給与明細はIさんに労働能力があったことを、就労支援を受けていたことが分かる資料はIさんに就労意欲があったことを、現職の収入状況の分かる資料は、Iさんに就労の蓋然性があったことを示すために用いました。

Q その結果はどうなりましたか？

Iさんの休業損害が認められました。前職の給与を参考に1年分の休業損害である約250万円を請求することができました。

おわりに

本件は、休業損害のほかに慰謝料額も約50万から約150万円に増額しました。そしてその結果、最終支払金額は約20万円から約340万円へ増額し、無事に事件が解決しました。

本件では、弁護士に相談しないまま示談をしていたらIさんは約320万円もの損をしていた可能性があります。そうならないように、相手方保険会社との示談に不安に感じたらまずは弁護士に相談してみることをお勧めいたします。



【津田沼法律事務所】
所属弁護士：永井 龍（ながい りゅう）

プロフィール

立教大学法学部卒業、法政大学法科大学院修了。弁護士登録以降、東京都内の弁護士事務所で一般民事や家事事件などの分野で執務。現在は津田沼事務所で活動。趣味は写真撮影、好きな言葉は「正直」。

リーガルプラスでは、中小企業法務から個人法律トラブルまで各地域で対応しており、企業顧問は千葉県を中心に50社担当しています。お気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

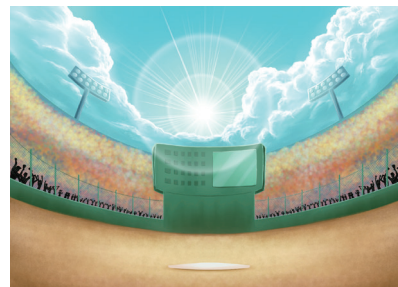
編集後記

「青春って、すごく密ー」。今年の夏は、3年ぶりに一般の観客を入れての高校野球選手権が開催され、宮城県仙台育英高校が東北勢初の優勝を飾りました。そして、その優勝インタビューで同校監督が発したこの言葉が話題となりました。

インタビューの最後はこう締めくくられました。「本当にすべての高校生の努力のたまもの、ただただ最後、僕たちがここに立ったというだけなので、ぜひ、全国の高校生に拍手してもらえたらなと思います。」様々な活動にストップがかけられ、苦難を強いられながら学生生活を送る生徒たちを間近で見てきた監督の、子どもたちの気持ちを代弁するスピーチが大変印象的でした。

また、「密」という言葉は、現在のコロナ禍の中では人が密集する望ましくない状態を言うことが多くなりましたが、本来は、「連絡を密にする」や、凝縮するといったプラスの意味で使われることが多かったことをこのインタビューで思い出しました。

「青春って、すごく密ー」今年の夏はこの言葉を通じて自分の青春時代を振り返りつつ、今の子どもたち世代が密を楽しめる日が一日も早く戻ることを、より一層切望した夏となりました。



ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ（平日・土曜 9:30～18:00）

【東京法律事務所】 TEL:03-6265-1817

【柏法律事務所】 TEL:04-7197-3401

【市川法律事務所】 TEL:047-712-5100

【船橋法律事務所】 TEL:047-407-4680

【津田沼法律事務所】 TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】 TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】 TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】 TEL:0299-85-3350